

## 明治大学大学間協定留学誓約書

明治大学国際教育センター長 殿

私は、以下に記載されている諸事項を理解・同意のうえ、明治大学大学間協定留学に応募・参加することを誓約します。誓約事項に反した場合、参加資格が取り消されたり、明治大学(以下、本学)の支援を受けられなくなったりしても、合理的な理由がある場合以外、異議の申し立てはいたしません。

- 大学間協定留学派遣候補者として選抜された後は、本学が正当と認めたとき以外辞退は認められない。**
- 募集要項記載事項、参加にかかる経費、その他留学におけるリスクを理解し、**事前に保証人(保護者)の了解を得て出願**する。また、留学にかかる所定の費用(本学学費、海外旅行保険費、派遣先大学学費(授業料負担型)、宿舍費等)は、必ず定められた期日までに支払う。
- 持病・アレルギー等健康状態に不安がある場合、事前にかかりつけ医等による診断を受け、許可を得て出願する。
- 書類審査及び面接審査の上、参加の是非が判断される。選考結果に関する問い合わせについて、本学は応じない。
- 派遣先大学の所在する国・地域の安全上の状況によっては、本学が派遣の中止・延期または帰国勧告を決定する場合がある。派遣が中止されたことに伴い発生した費用等について、本学は責任を負わない。
- 本学において派遣候補者として選抜された者は、派遣先大学へ候補者として推薦されるが、学内選考への合格は派遣先大学による受入を保証するものではなく、派遣先大学が受入の最終決定を行う。
- 協定派遣留学応募書類やその他提出書類に記載された個人情報、渡航や参加に係る各種手続きを行うため、派遣先大学、海外旅行保険会社、危機管理支援サービスを提供する会社へ提供され、共有、利用される。

## 学内選考合格後に必要な手続き等に関する事項

- 協定校への出願に必要な諸手続き(必要経費支払い、宿舍手配、パスポートや査証取得、保険加入、履修登録等)は本人が責任をもって確認し虚偽の記述をせず指定期日までに行う。諸手続きを全うしていないと判断された場合、参加資格の取り消し等の措置がされる場合がある。また、このことにより生じた損害等について、本学は責任を負わない。
- 学内選考合格後の2024年度秋学期までの通算GPAが、協定校の定めるGPA要件を下回った場合には、派遣不可となる。また、このことにより生じた損害等(諸手続きにおいて発生した費用等)について、本学は責任を負わない。
- 協定校からの入学許可受領後は、留学に必要な諸手続き(所属学部・研究科における留学手続き、本学における奨学金受給に関する手続き、その他資格課程に関する手続き等)は責任をもって確認し、指定期日までに行う。
- 安全保障輸出管理に関し、携行するデジタル機器等は全て本人のみが使用し、全て持ち帰ること、また、海外で提供する技術及び情報等は既に公知である、または軍事転用可能性のある設計、製造、使用にかかるものではない。  
明治大学の安全保障輸出管理について：<https://www.meiji.ac.jp/koho/about/export/index.html>
- 出発から帰国までを保険期間とする**本学指定の海外旅行保険への加入および危機管理支援サービスへの登録を行う。本学指定の海外旅行保険に加入した場合であっても、派遣先大学や派遣先国が指定する保険への加入が求められた場合は、双方の保険に加入する。**

## 協定留学期間中に関する事項

- 留学期間中は、滞在国の法令、本学及び派遣先大学の規則を遵守し、指導教員、留学担当者等の指示に従う。また、自覚と自己の責任において、本学の学生として恥ずかしくない行動をとる。
- 留学期間中、災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪などによる損害や不慮の災難について、本学は一切責任を負わない。
- 留学期間中、留学先等で発生した学生の不注意による対物・対人の賠償については、学生本人が全ての責任を負うものとする。
- 留学期間中、派遣先大学で定める居住先がある場合は、その居住先に滞在する。
- 協定留学の趣旨を理解し、派遣先大学で学業等に励み、決められた講義等を履修する。学業成績や参加姿勢に問題があり、途中帰国の措置を判断された場合はこれに従う。この場合、助成金返還、留学後の単位認定手続きが認められない等の措置がされる場合があること及び途中帰国に伴い発生した費用等について、本学は責任を負わない。
- 留学期間中、リスクを伴うアクティビティ(車・オートバイの運転を含む)への参加はしない。
- 留学期間中に派遣先大学の国・地域の安全上の状況によって途中帰国勧告を本学が決定した場合は、速やかにその指示に従う。その場合に発生した帰国に係る費用は学生本人が全て負担する。
- 留学期間中は、本学が定める各種報告事項(現地到着報告、近況報告書提出等)を速やかに行う。
- 留学先でのプログラム終了後、一か月以内に日本へ帰国する。

## 協定留学終了後に関する事項

- 帰国後はすみやかに学部・研究科において所定の帰国手続を行い、本学国際教育センターの定める報告書を提出する。
- 提出書類に含まれる個人情報を、本学が主催する海外留学説明会等の行事の案内・催行に際しての協力の要請や出席依頼、または体験談の執筆依頼などのために利用する場合がある。

## 申請者記入欄:

氏名	Ⓔ	学部・研究科(課程)	
学生番号		学年・組・番号	年 組 番

## 保護者(保証人)記入欄 ※保護者(保証人)自筆のこと:

保護者(保証人)は、上記誓約書に記載されている事項及び学生本人の協定留学に同意し、学生本人が誓約事項を遵守することを保証します。

氏名	Ⓔ (続柄: )	署名年月日	年 月 日
----	----------	-------	-------